

令和6年12月6日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	佐 藤 志津男 教 育 長
久保田 洋 子 病院事業管理者	高 橋 達 也 選挙管理委員会 委員長
木 村 三 紀 農業委員会会長	猪 倉 秀 行 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
東海林 恒 企画戦略課長	石 橋 慶 幸 みらい協働課長
佐 藤 倫 久 デジタル戦略 課 長	小 林 博 之 財 政 課 長
安孫子 廣 美 税 務 課 長	渡 辺 智 昭 市民生活課長
菊 地 正 博 防災危機管理 課 長	武 田 新 二 建設管理課長
渡 邊 健 一 農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	白 田 純 一 商工推進課長
後 藤 英 明 さくらんぼ観光 課 長	小 林 弘 之 福祉国保課長
黒 田 美 紀 健康増進課長	志 鎌 重 美 子育て推進課長
寺 西 里 衣 会計管理者（兼） 会 計 課 長	大 江 幸 範 上下水道課長
山 田 良 一 病 院 事 務 長	今 野 育 男 学校教育課長
村 上 千 尋 生涯学習課長 補 佐	笹 原 泰 治 スポーツ振興 課 長
大 沼 勇 監 査 委 員	渡 邊 昭 監 査 委 員 長 事務局 局長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美 事 務 局 長	伊 藤 正 弘 局 長 補 佐
堀 和 敏 総 務 係 主 任	熊 谷 拓 哉 総 務 係 主 事

議事日程第 5 号

第 4 回定例会

令和 6 年 1 2 月 6 日（金）

予算特別委員会終了後開議

再 開

（予算特別委員会付託関係）

日程第 1 議第 5 5 号 令和 6 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）

〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 質疑・討論・採決

（総務産業常任委員会付託関係）

日程第 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度寒河江市一般会計補正予算（第 5 号））

〃 5 議第 5 6 号 寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

〃 6 議第 5 7 号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について

〃 7 議第 5 8 号 寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

〃 8 議第 5 9 号 市道路線の認定について

〃 9 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 10 質疑・討論・採決

〃 11 閉会中における継続審査申出について

〃 12 質疑・討論・採決

（厚生文教常任委員会付託関係）

日程第 13 請願第 3 号 県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編に関する請願

〃 14 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 15 質疑・討論・採決

日程第 16 議第 6 0 号 令和 6 年度寒河江市一般会計補正予算（第 7 号）

〃 17 議第 6 1 号 令和 6 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

〃 18 議第 6 2 号 令和 6 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）

〃 19 議第 6 3 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について

〃 20 議第 6 4 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

〃 21 議案説明

〃 22 委員会付託

〃 23 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時45分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。暫時休憩します。

再開は10時00分といたします。

休 憩 午前 9時47分

再 開 午前10時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長 おはようございます。

私の職務怠慢で時間を遅らせたことをおわび申し上げます。大変すみませんでした。

本日の会議運営につきましては、12月5日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

日程第4以降の総務産業常任委員会付託関係につきまして、請願第2号に係る日程を削除し、質疑・討論・採決を繰り上げ日程第10とし、なお、日程第9に総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告を行います。日程第11で閉会

中における継続審査申出についてを議題とし、日程第12の質疑・討論・採決を行います。

また、追加案件は、議第60号令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）、議第61号令和6年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第62号令和6年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について、議第64号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての5案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 日程第1、議第55号令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

〔古沢清志予算特別委員長 登壇〕

○**古沢清志予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第55号令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）であります。

12月2日、委員15名出席、当局からは市長をはじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第55号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第55号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第3、これより質疑・討論

・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第55号令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第4、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））から日程第8、議第59号市道路線の認定についてまでの5案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第9、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子総務産業常任委員長。

〔安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇〕

○**安孫子義徳総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月2日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第5号、議第56号から議第59号まで及び請願第2号の6案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第59号の審査を行い、その後、承認第5号、議第56号、議第57号、議第58号、請願第2号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第59号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業用施設災害復旧費について、豪雨災害に係る農道等の復旧のための補正予算とのことだが、受益者負担の割合はどのぐらいか」との問いがあり、当局より「国庫補助事業及び市単独事業ともに4.5%ですが、国庫補助事業分については、全体経費から国庫補助分を差し引いた残額のうちの4.5%です。市単独事業については、全体経費のうち4.5%です」との答弁がありました。

委員より「衆議院議員総選挙費中の報酬及び職員手当について詳細は」との問いがあり、当局より「報酬については、期日前投票及び選挙当日の投開票に従事した投開票の管理者及び立会人に係る経費が主なものになります。また、このほかにも選挙に係る事務員等への報酬も含まれます。職員手当については、投票事務に従事した職員が250名程度、開票事務に従事した

職員が100名程度であり、その経費となります」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第56号寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「課税免除を適用する期間を6年間とした理由は」との問いがあり、当局より「県内において新たな工業団地の分譲が予定される中、企業誘致をめぐる自治体の競争が増しています。県内他市の固定資産税免除制度の状況を見ると、10市が3年間、2市が5年間となっております。本市への企業誘致を促進するため、それらを上回る優遇措置を設け、差別化を図りました」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第10、これより質疑・討論

・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））、議第56号寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議第57号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について、議第58号寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について及び議第59号市道路線の認定についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第5号、議第56号、議第57号、議第58号及び議第59号の5案件は原案のとおり承認及び可決されました。

閉会中における継続審査申出について

○**柏倉信一議長** 次に、日程第11、閉会中における継続審査申出についてを議題といたします。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり委員長より申出があります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

なお、ここでの質疑、討論については、継続審査とすることかどうかという内容に限定され、請願の内容やその是非にわたることはできませんので、御留意願います。

この申出に対する質疑はありませんか。伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 私は別の委員会に所属しておりますので、あえてお伺いいたします。

継続審査とするにはそれなりの理由があると思います。議論を尽くした結果、賛否が決しなかった、あるいは今後大きな状況の変化が見込まれるといった理由があるかと思うんですけれども、今回の継続審査申出に至った経緯、理由についてお伺いしたいと思います。そういう理由がない限り、単なる問題の先送りではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 安孫子委員長。

○**安孫子義徳総務産業常任委員長** 委員会では、質疑、意見等、自由討議においては委員からの発言もなく、その後、討論に入ったわけですが、賛成、反対、それぞれの立場からの討論がありました。採決に入る前に委員より継続審査とすることに関する動議が出されたため、採決した結果、賛成多数により継続審査となったものであります。

以上です。

○**柏倉信一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田議員、賛成ですか、反対ですか。（「賛成討論です」の声あり）ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、賛成討論について太田陽子議員の

発言を許します。

〔太田陽子議員 登壇〕

○太田陽子議員 継続審査に対して賛成の立場から討論いたします。

来年は戦後80年を迎えます。この日米地位協定は1960年に締結しています。その後、一度も改定されていません。ドイツやイタリアなど、国内法の適用に改定されていますが、日本だけがそのままです。基地の管理権、立入権においてもドイツは明記されています。イタリアにおいては、イタリア軍の司令部の下に置かれています。日本は明記がありません。訓練や演習においても、ドイツではドイツ側の承認が必要、イタリアも同じでした。日本は航空特例法により規制できていません。

沖縄の子供たちは家の中で音によってオスプレイなどの戦闘機を聞き分けることがあると話されていました。私もこの間視察で沖縄に行きましたが、空を低空で飛行するオスプレイを初めて見ました。すごい爆音でした。

また、韓国などでもこの地位協定は改定されているということもあります。

このように世界の流れなど知らないことが多くて、やっぱりもっと審議を尽くすことが多くあるのではないかと思います。

このような意味でも、継続し、審議を尽くすという今回の委員会の立場に対し賛成し、討論を終わります。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

閉会中における継続審査申出については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、閉会中における継続審査申出につい

ては、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第13、請願第3号県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編に関する請願を議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第14、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。月光厚生文教常任委員長。

〔月光裕晶厚生文教常任委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月2日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、請願第3号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

請願第3号県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後に審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「請願項目の3つ目、なぜ民間だと人材が流れていくのか、公立でないといけないのか。いろいろ理由があると思うが、理由を明確にしてもらいたい」という旨の意見がありました。

委員より「西村山の医療を守るために人材確保というのは重要だと思う。医師、看護師、医療従事者が高齢化しており、あと数年で今の体制ではやっていけない状況になるのではないか

という懸念がある中、人材の適正な配置を求め
るためにも公立を守るというのは外せないと思
う」という旨の意見がありました。

委員より「寒河江市立病院と山形県立の河北
病院が統合される病院であること、また、ほか
の公立病院と連携を取っていくという意味でも、
公立というのは妥当ではないかと思う。スタッ
フに関しても、ほかの事例を見ると、公立でな
くなった病院からスタッフがかかり流出してし
まっているというような状況がある。今でさえ
スタッフを確保するというのは非常に難しい状
況であるため、そういった意味でも安定感のあ
る公立でまずはスタートしたいというような願
意が請願者にはあるのではないか」という旨の
意見がありました。

委員より「病院の合併統合については非常に
市民の方の関心が高い。私たち議員も、新聞で
先に知る場合が多く、細かいところもよく分か
らない場合が多いため、請願の処理の経過と結
果の報告も求めるということにしていきたい」
という旨の意見がありました。

質疑、意見等を終結し、採決の結果、賛成多
数をもって原案のとおり採択すべきものと決し、
執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の
報告を求めることに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の
経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第15、これより質疑・討論
・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありま
せんか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 委員長のほうから、採決の結果、
賛成多数というふうなことで結果は今御報告さ
れたわけですが、反対意見などもあり、
採決の中身について、何対何で賛成多数という

ふうにしたかお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 月光委員長。

○**月光裕晶厚生文教常任委員長** 議長、これは答
えてもよろしいですか。

○**柏倉信一議長** 質問されているわけですから答
えてください。

○**月光裕晶厚生文教常任委員長** 賛成が4の反対
が3です。

○**柏倉信一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

渡邊議員に申し上げます。賛成討論ですか、
反対討論ですか。(「賛成討論です」の声あり)
ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、賛成討論について渡邊賢一議員の
発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 私はこの請願の願意に賛同し、
賛成の討論をさせていただきます。

また、このたびこの請願に対する紹介議員に
もなっており、過日、市長に対し一般質問の中
で基本的な考え方をお尋ねし、一定の前向きな
御答弁も頂戴したところでございました。

新病院に関しては、西村山地域の医療を守る
ため、県で設置した専門の部会で今多くの課題
を議論中でございます。病院運営の根幹である
医療従事者の確保については、確保ができなけ
れば病院が運営できないという大きな課題があ
るわけです。現在、全国的に医療従事者の確保
は大変難しくなっている現状がございまして、
本県も同様なわけであります。

まず県内では、日本海総合病院が県立日本海
病院と酒田市立酒田病院で統合し、独立行政法
人で運営しているわけですが、毎年離職
する職員が多く、人員確保が非常に大変だ、苦
慮しているというふうな状況が報告されてお

ます。

他県、新潟県三条市に今年3月に開院した済生会新潟県央基幹病院においては、県立燕労災病院、厚生連三条総合病院の再編統合に加え、済生会三条病院、県立吉田病院、県立加茂病院の急性期機能を集約により、急性期医療を担う中核病院と地域密着病院に機能を再編し、中核病院としての病床規模400床の県央基幹病院を整備して、救急車を断らない救急医療提供体制を掲げたわけですが、残念ながら人員不足で救急車の全てを受け入れられない状況も報告されているわけです。

また、他県、宮城県の白石市にある公立刈田総合病院は一部事務組合で運営していたわけですが、昨年4月から経営悪化を理由に公設民営化、これは指定管理者となっておりました。そのときに提示された賃金、これは平均で10万円を下げるというふうな提案でありまして、職員は身分が保障されないということで多くの皆さんがお辞めになり、現在、病棟を2つ閉鎖しているのでございます。

これから計画される西村山の新病院では、このような事態を避けなければ西村山地域の医療は守れません。また、県立病院と寒河江市立病院の職員が新病院で勤務するということを前提としなければ、新病院の人員確保、開院は難しいという状況があります。どういう状況であれ、職員に残ってもらわなければならないということで、過日、職員組合の皆さんがアンケートを取られたわけですが、公立、一部事務組合を求める声が9割を超えている、この大多数の結果でございました。もしこれが公立でなければ、まさに他県同様、人材流出となり、新病院が開院できなくなる、西村山地域の医療を守ることが大変難しくなるということは一目瞭然だというふうに思います。

今日、人材確保の視点として新規採用という手段も当然ありますけれども、他県、県内の医

療機関と奪い合いになっている状況は皆さん御案内のとおりであります。その意味では、医療人材流出防止の観点として、先ほどから申し上げている西村山地域の現状とも照らして、公立という選択がベターなのではないかというふうなことで、請願にあるとおりだというふうにするのでございます。

議員各位の圧倒的な賛同を得てこの請願を採択していただくよう私からもお願い申し上げて、賛成の討論を終わります。ありがとうございます。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの案件に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、請願第3号は原案のとおり採択されました。

ただいま採択された請願は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることにいたします。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第16、議第60号令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）から日程第20、議第64号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの5案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第21、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、議第60号令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会の勧告等を踏まえた給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費の調整などを行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ3,590万6,000円を追加し、予算総額を241億8,015万4,000円とするものでございます。

次に、議第61号令和6年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、これも山形県人事委員会の勧告等を踏まえた給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ224万4,000円を追加し、予算総額を46億845万5,000円とするものでございます。

次に、議第62号令和6年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、これも山形県人事委員会の勧告等を踏まえた給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

収益的支出について、給与費を4,830万円追加するもので、その結果、収益的支出総額を21億5,230万円とするものでございます。

次に、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第64号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、一般職の給料月額、寒冷地手当の額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、5案件について御提案申し上げましたが、詳細につきましては関係課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○柏倉信一議長 小林財政課長。

〔小林博之財政課長 登壇〕

○小林博之財政課長 私からは議第60号令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、5ページの事項別明細書を御覧ください。

10款地方交付税であります。普通交付税3,544万2,000円を追加し、このたびの補正予算の財源とするものでございます。

14款国庫支出金の生活困窮者自立支援費負担金は、自立支援相談支援員2名分に係る給与改定に伴う人件費増加分を追加し、生活困窮者自立支援事業に充当するものでございます。

20款諸収入の後期高齢者医療広域連合実施事業受託料は、健康指導専門員に係る給与改定に伴う人件費増加分を追加し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に充当するものでございます。

収入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書6ページの第1款議会費から15ページの第10款教育費までの特別職給与費及び

職員給与費等につきましては、山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職の期末手当支給月数の引上げと一般職の職員の給料月額、寒冷地手当の額、期末勤勉手当の支給月数の引上げにより、給料、職員手当などが増額となりますが、人事異動や育児休業等に伴う給与等経費を調整した結果、全体として890万3,000円を追加するものでございます。

また、このたびの一般職の職員の給与改定に併せて会計年度任用職員に係る報酬、職員手当などが増額となりますが、経費等を調整した結果、2,335万2,000円を追加するものでございます。

9 ページを御覧ください。

3 款 1 項 3 目の老人福祉費、介護保険特別会計繰出金は、このたびの山形県人事委員会の勧告を踏まえた一般職の給与等の改定及び人事異動等に伴う給与等経費の増加分について、一般会計から繰り出しを行うものでございます。

15 ページを御覧ください。

10 款 4 項 5 目の図書館費、図書館整備事業は、市立図書館の冷暖房に使用する冷温水発生機 2 台のうち、1 台が経年劣化により故障し、十分な暖房運転ができないことから、冷温水発生機の吸収液ポンプ取替え工事を行うための工事請負費を追加するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 黒田健康増進課長。

〔黒田美紀健康増進課長 登壇〕

○**黒田美紀健康増進課長** 私からは議第61号令和 6 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、補正予算書 4 ページの事項別明細書を御覧ください。

3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金については、国や県並びに支払基金からの地域支援事業交付金として、健康増進課職

員 2 名及び地域支援事業に係る職員の給与改定に伴う人件費増加分を追加するものです。

7 款繰入金に関しては、地域支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金として、健康増進課職員 6 名及び介護認定調査員に係る給与改定に伴う人件費増加分を追加するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

1 款総務費から 4 款地域支援事業費については、山形県人事委員会の勧告等を踏まえた一般職の職員及び会計年度職員の給与等改定や人事異動に伴う給与等経費を調整した結果、全体として224万4,000円を追加するものです。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 山田病院事務長。

〔山田良一病院事務長 登壇〕

○**山田良一病院事務長** 私からは議第62号令和 6 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

補正予算書の 2 ページをお開きください。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会の勧告等を踏まえた給与改定や人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うもので、収益的支出の給与費のうち人事異動等に伴う給与費を調整した結果、給料については1,680万5,000円の減額となりますが、職員手当については4,840万円の増額となるものです。会計年度任用職員に係る報酬については、このたびの一般職の職員の給与改定に併せて2,060万円を増額するものです。法定福利費は409万5,000円の減額、退職手当組合負担金は20万円の増額となり、給与費全体といたしましては4,830万円を追加しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 猪倉総務課長。

〔猪倉秀行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○猪倉秀行総務課長（併）選挙管理委員会事務局

長 それでは、私からは議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職のうち、市長、副市長、教育長、議会の議員並びに病院事業の管理者の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

議案書の2ページを御覧ください。

この改正条例は4条立ての構成となっており、第1条及び第3条は公布日施行で適用日が令和6年4月1日、第2条及び第4条は令和7年4月1日から施行とする内容でございます。

それでは、第1条の改正内容について御説明いたします。寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正で、第4条には常勤職員、市長、副市長、教育長の期末手当、そして第7条では議会の議員の期末手当に係る支給月数が規定されておりますが、山形県人事委員会勧告や県知事、県議会議員の改定状況を踏まえ、12月の支給月数を1.65月分から1.75月分へ0.1月分引き上げるものでございます。これに伴いまして、年間支給月数を3.3月分から3.4月分に引き上げる改正となります。

第3条につきましては、寒河江市立病院事業の管理者の期末手当に係る支給月数を第1条と同様に改正しようとするものでございます。

次に、第2条及び第4条の改正内容について御説明いたします。常勤特別職、議会の議員、病院事業の管理者の期末手当について、令和7年4月1日から、年間総支給月数を変えずに、支給月数を6月と12月で均等にするものでございます。これは、給与改定に伴い期末手当を引き上げる場合、改正年度は12月の期末手当の支給月数のみで調整を図ることが一般的であるため、翌年度からは支給月数を再度改正するものでございます。

なお、附則第1項は、それぞれの条文の適用日を規定しておりまして、附則第2項は、差額を支給することとなるため、既に支給された期末手当は内払いとする旨、規定するものでございます。

それでは、引き続き、議第64号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の給与月額、寒冷地手当の月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正しようとするものでございます。

この改正条例は2条立ての構成となっており、第1条は適用日を令和6年4月1日に遡る改正内容で、第2条は令和7年4月1日の施行とする内容になっております。

それでは、議案書5ページを御覧ください。

第1条の改正内容について御説明いたします。

第16条第2項の改正は、再任用職員以外の職員の期末手当支給月数の引上げを行うものでございます。現在の支給月数は6月、12月ともに1.225月分ですが、これを6月は1.225月分、12月を1.275月分とし、0.05月分引き上げるものでございます。これに伴い、年間支給月数を2.45月分から2.50月分に引き上げる改正となります。

第16条第3項の改正は、再任用職員の期末手当支給月数を引き上げるものでございます。現在の支給月数は6月、12月ともに0.6875月分ですが、これを6月は0.6875月分、12月を0.7125月分とし、0.025月分引き上げるものとなっております。これに伴い、年間支給月数を1.375月分から1.40月分に引き上げる改正となります。

第17条第2項の改正は、寒冷地手当の月額を11.3%引き上げる改正となります。

第17条の3第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当支給月数の引上げを行うものです。現在の支給月数は6月、12月とも

に1.0月分でございますが、これを6月は1.0月分、12月を1.1月分とし、0.1月分引き上げるものでございます。これに伴い、年間支給月数を2.0月分から2.1月分に引き上げる改正となります。

第17条の3第2項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当支給月数を引き上げるものでございます。現在の支給月数は6月、12月ともに0.4875月分ですが、これを6月は0.4875月分、12月を0.5125月分とし、0.025月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を0.975月分から1.0月分に引き上げる改正となります。

議案書5ページ下段からになります。

別表第1、行政職給料表及び、12ページからになりますが、別表第2、医療職給料表（二）及び（三）につきましては、増額改定となっております。

行政職給料表では、高卒の初任給を2万1,400円、大卒の初任給を2万3,800円引上げし、若年層に重点を置きつつ、全体の級で給料月額を引き上げるものとなっております。

医療職の給料表（二）及び（三）についても、行政職と均衡を基本に引き上げております。

議案書27ページを御覧ください。

続きまして、第2条の改正内容について御説明いたします。

第16条第2項及び第3項の改正は、期末手当の支給月数について、令和7年4月1日以降は6月と12月の支給月数を均等にするものでございます。

第17条の3第2項第1号及び第2号の改正は、勤勉手当の支給月数について、令和7年4月1日以降は6月と12月の支給月数を均等にするものとなっております。

附則第1項は、それぞれの条文の適用日を規定しており、同じく附則第2項は、差額を支給するため、既に支給された給与は内払いとする旨の規定となっております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第22、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第60号、議第61号、議第62号、議第63号及び議第64号の5案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第60号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第62号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第63号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第64号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第60号令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議第61号令和6年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議第62号令和6年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議第64号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時02分

○柏倉信一議長 これにて令和6年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。